

第1回嬉野市議会定例会

追加議案

平成27年3月10日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
40	平成27年3月10日	嬉野市総合戦略推進委員会条例について	1
41	〃	嬉野市情報公開条例及び嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	4
42	〃	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	6
43	〃	平成26年度嬉野市一般会計補正予算(第11号)	別冊
44	〃	平成27年度嬉野市一般会計補正予算(第1号)	〃

議案第40号

嬉野市総合戦略推進委員会条例について

嬉野市総合戦略推進委員会条例を別紙のように制定する。

平成27年3月10日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市総合戦略推進委員会条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生を効果的及び効率的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「嬉野市総合戦略」とは、法第10条第1号に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、本市が策定するものをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、嬉野市総合戦略の策定及び見直しに関し必要な事項を審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 団体の代表者
- (3) 公募による者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第41号

嬉野市情報公開条例及び嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）及び嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月10日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市情報公開条例及び嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(嬉野市情報公開条例の一部改正)

第1条 嬉野市情報公開条例(平成26年嬉野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(嬉野市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 嬉野市個人情報保護条例(平成21年嬉野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第42号

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月10日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。